

第1次和気町子ども読書活動推進計画

令和4年3月

和気町教育委員会

目 次

はじめに

第1章 和気町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

- 1 策定にあたっての経緯・背景
- 2 基本方針
- 3 対象
- 4 期間

第2章 子ども読書活動の現状と課題

- 1 家庭における現状と課題
- 2 園・学校における現状と課題
- 3 図書館における現状と課題

第3章 子ども読書活動推進のための目標と施策

- 1 家庭における子ども読書活動の推進
- 2 園・学校における子ども読書活動の推進
- 3 図書館における子ども読書活動の推進

付録：参考資料

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。そのために社会全体で、積極的に環境の整備を推進していくことが重要です。

国においては、平成 13 年に「子供の読書活動の推進に関する法律」が成立し、これに基づき、平成 14 年 8 月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第一次基本計画」）が定められました。その後、平成 20 年 3 月に第二次基本計画、平成 25 年 5 月に第三次基本計画が定められ、平成 30 年 4 月に第四次基本計画が定められています。

この国の計画を踏まえ、岡山県においても、平成 15 年 3 月に「第 1 次岡山県子ども読書推進計画」が策定されました。その後、平成 31 年 3 月には「第 4 次岡山県子ども読書推進計画」が策定され、この計画に基づき、子どもの読書活動の推進に向け、様々な施策の実施がなされています。

このたび、和気町におきましても、国・県の基本・推進計画を受け、「第 1 次和気町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

今後、本町におきまして、「変化の時代を生き抜く力を育み、共に学び続けるまち」を目指し、「子どもたちが、自らの将来の目標を持ち、その実現に必要な知識や経験を得られるようにする」ため、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、ご提言をいただきました和気町子ども読書活動推進計画検討委員会の委員の方々をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

和気町教育委員会 教育長 徳永 昭伸

第1章 和気町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1. 策定にあたっての経緯・背景

和気町子ども読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」と岡山県の「第4次岡山県子ども読書活動推進計画」を基本とし、また、「第2次和気町総合計画」との整合性を図りながら策定するものです。

和気町の子どもが、成長の段階に応じて、本と出会い、本に親しみ、生涯を通じて読書活動に主体的に取り組むことができるよう、家庭、学校、地域、ボランティアグループ、行政等が一体となって、子ども読書活動推進のための環境整備と充実に取り組むため、計画の策定に至りました。

2. 基本方針

- (1) 読書環境の整備と充実
- (2) 本と出会うきっかけづくり
- (3) 子ども読書活動推進を支援する連携体制づくり

3. 対象

乳幼児から高校生（概ね18歳）以下の子どもとします。

4. 期間

令和4年度から概ね5年間とし、必要に応じて改定を行うものとします。

第2章 子ども読書活動の現状と課題

1. 家庭における現状と課題

子どもが最初に本に出会うのは、家庭での保護者による読み聞かせであり、絵本を介して親と子がふれあいの時間を持つことにより、読書の楽しさを知るきっかけとなります。幼い時期、家族とのふれあいの中で、絵本を通じて楽しいひとときを過ごした経験は、何ものにも代えることのできない人生の宝物となっていくます。

その後の子どもの成長過程においても、読書活動の推進には、家庭で各成長期に適した読書が継続的に行われ、保護者も積極的に関わっていくことが必要となります。

しかし現代は、両親ともに仕事を持っている家庭も多く、時間に追われていて本に触れる時間があまり持てていない現状があります。また、メディアの発達により子どもおよび保護者においても、テレビやゲーム、インターネット等を利用する時間が増え、このような点からも本に接する時間は減少する傾向にあります。

また、和気町においてブックスタートなどで接する保護者の中には、「どのような絵本を読めばいいかわからない」「読み聞かせの方法がわからない」といった声も聞かれ、このような保護者への支援も必要となってきました。

これらのことから、家庭での読書活動を推進するためには、保護者に読書の必要性を伝え、家庭内で保護者と子どもが、ともに日常的に本を読めるような契機・環境づくりが求められます。

2. 園・学校における現状と課題

この時期に自分で選び読み切った一冊は、かけがえのない読書体験として記憶に残り、生涯の糧となることもあります。平成28年度「子供の読書活動等に関する調査研究」(文部科学省)からは、高校生の読書習慣には、中学生期の読書活動が大きく影響していることが考えられ¹、この点から、生涯にわたって読書に親しみ、読書習慣を身につけていくための重要な時期としてにこにこ園から小中学校の時期を位置づけられます。そのためには、「読書は楽しい」と感じる積み重ねが大切です。同時に知的好奇心が刺激され、内容や要旨をとらえるなど、基本的な「読む能力」をつけていくことが望まれます。

¹ 本を読まない理由として「ふだんから本を読まないから」と回答した高校生のうち、「中学生のときに本を読まなかった」と回答した高校生は75.9%

す。

各にこにこ園では、幼児が遊びながら楽しく絵本や物語に親しめるよう、保育教諭やボランティアによる読み聞かせが行われています。また、園にある絵本を家庭でも利用できるように週に1回、貸出の機会を設けています。

小・中学校では、各学校に学校司書が配置されており、学校司書を中心に学校図書室の環境整備が行われています。また、図書委員会を中心とした図書行事の計画、実行など、子どもの自主的な読書活動を支援しています。

さらに、小学校では年間読書計画を作成し、学習の中に読書を取り入れる取組を進めています。朝読書の時間や、週に1回、授業の1時間を使い図書室を利用する「図書の時間」を設けるなど、読書習慣が身につくようなさまざまな取組も行われています。中学校においても、朝読書の時間を取り入れながら読書習慣が身につくよう取り組んでいます。

一方で、令和3年4月～5月に岡山県教育委員会による岡山県内の公立中・小学生を対象とした読書状況調査によると、「1か月1冊も本を読まなかった」中学生不読率は12.8%でした。「1～2冊」が最多の28.0%で、続いて「1冊までいかないが読んでいる」が22.7%。合わせて約5割を占めています。一方、「5冊以上」と回答した生徒も18.1%おり、本を読む子どもと読まない子どもの格差が広がっています。

読まない理由としては、「投稿サイト・ユーチューブなどで動画を見る」が最多の64.4%であり、パソコンやスマートフォンの利用が急速に進んだことで読書離れの傾向がみられます。

3. 図書館における現状と課題

図書館は、だれでも気軽に利用できる生涯学習の拠点として、幅広い資料・情報を収集し、提供できるよう読書環境を整備しています。その一環として、子どもたちが、成長の段階に応じた本に出会い、本に親しむことのできる機会を提供し、生涯にわたり、読書活動を主体的に取り組むことができる環境づくりに努めています。

一方で、メディアの多様化、スマートフォンやゲームの普及などにより、近年は読書に費やす時間は削られています。テレビやスマートフォンは刺激的で、一瞬で注意を引き付けるなど便利な道具ですが、読書は、子どもが生きていくうえで必要な周囲の人たちとの生きたコミュニケーション、五感を使ったさまざまな体験を提供するとともに、語彙を増やし想像力を豊かにします。さらに、子どもの「生きる力」や「自己肯定感」を育みます。図書館においても、新しい便利なメディアや道具と読書体験の重要性の間のバランス感覚が必要不可欠となっています。

また、図書館は、情報があふれ発した言葉で簡単に人を傷つけてしまう、このコロナ禍の時代では、メディアリテラシーを身につける重要な要素としての読書という点を考えることも課題になってきています。そのようななかで、本好きの子どもは一定数存在しますが、全く興味を持たない子どももいて、二極化しています。本を読まない子どもに、どう本を手渡していけるのか、図書館を核としながら地域や学校と連携した読書啓発が今後の課題です。

○ブックスタート

和気町のすべての赤ちゃんを対象に乳児前期健診の時にあわせて実施。絵本を手渡し、家庭で大人のぬくもりを感じながら、絵本を読んでもらう喜びを届ける事業。その際、絵本のリスト、行事案内、利用者カード申込書などを同封し、図書館利用のきっかけづくりにしてもらう。

○幼児読み聞かせ学級

毎月 2 回、乳幼児親子及び一般の方が対象。紙芝居、わらべ歌、手遊びなど親子で参加。開館以来、現在まで続いている。

○地域出張読み聞かせ

毎月 1 回、0 歳から小学生全般対象で、図書館まで一人で来られない子どもたちに対し、地域へ出向いて行き、読み聞かせや工作を行う。幼児クラブや町内施設などと連携。

○出前読み聞かせ

町内の園、小学校、中学校に出向き、朝の時間などに教室で行う。学校の希望日と読書ボランティアとの日程調整を行う。

○夏休みおたのしみ会

年 1 回夏休みに実施。町内の読書ボランティアグループにお願いし、大型紙芝居、パネルシアターなどを行う。

○職場体験の受け入れ

町内の中学校からの依頼により、3~4 日間、図書館業務全般を体験してもらう。貸出・返却などのカウンター業務、書庫の整理、カバーかけ、本の受け入れ作業などさまざまな仕事を体験してもらう。

○中学生向け絵本講座

園に出向き園児に読み聞かせをする中学生を対象に、本の選び方、持ち方、声の出し方など基本的なことを学んで、実践に活かしてもらおう。

○インターンシップの受け入れ

町内の高校から、要望に応じて受け入れる。

○施設見学

町内施設見学で来館する児童に、図書館利用の注意点や図書館の仕事をわかりやすく説明し、実際に利用を体験してもらおう。

○団体貸出

町内の小学校の各学級に置く本の貸出。調べ学習などに利用する資料の貸出しを学校司書と連携し有効利用してもらおう。

第3章 子ども読書活動推進のための目標と施策

1. 家庭における子ども読書活動の推進

【目標】

家庭内に本が身近にある環境をつくり、子どもが発達段階に応じた読書を楽しめるようにします。また、読書に関心のある保護者だけでなく、読書に親しみのない保護者にも読書の大切さを知ってもらえるような取組を行い、すべての子どもが家庭でも豊かな読書の時間を持つことができるようにします。

【施策】

- ・図書館と健康福祉課が連携して、和気町ブックスタート事業を実施し、乳幼児期から本に親しむ機会をもうけます。
- ・子育て支援センター、健康福祉課、にこにこ園や学校と連携しながら、研修やチラシ配布などを通して、保護者に対し、乳幼児期から読み聞かせを行うことや自主的な読書の習慣が身に付くように環境を整えることの重要性について理解を促します。また、同様にして、読書をする時間が確保できるよう、テレビやゲーム、インターネット等との向き合い方を問い直すような取組を行います。
- ・図書館と学校園が連携しながら、保護者に対する研修や啓発を充実させます。
- ・図書館を家族ぐるみで利用することが、家庭における読書環境づくりにとても有効になると考え、「お勧めの本紹介」展示など更なる利用を促すような企画を実施します。また、にこにこ園や学校と連携しながら、図書館の案内をするなど、日頃図書館を利用しない家族も気軽に立ち寄れるようさまざまな取組を企画します。
- ・地域出張読み聞かせを充実させ、地域や家庭における読書活動の一助とします。
- ・学校において発行している「図書だより」を通じて、家庭に対して読書への喚起や啓発をします。
- ・子どもが発達段階に応じた本に出会えるような取組を行います。
- ・教育に新聞なども活用しながら、「活字を読むことの大切さ」を啓発します。
- ・学校におけるK G G週間（家庭学習がんばり週間）やS R K週間（生活リズム向上週間）、また夏休み等の長期休暇期間に読書を位置づけながら、生活

の中に読書を取り込めるように図ります。

- ・以上のような取組を、ホームページなどを通して広く紹介していきます。

2. 園・学校における子ども読書活動の推進

【目標】

子どもが、それぞれの年齢に応じた読書活動を楽しみ、読書を習慣化することで、自分で本を選び、読む力を育むことを目標とします。あわせて、読書から学び、考え、未来に活かす力を育みます。

【施策】

- ・園児が楽しみながらたくさんのおはなしに出会えるよう、園や保護者、図書館、ボランティアなどが連携し、読み聞かせや本の紹介、パネルシアターなどを充実させます。また、本や読書スペースなどの環境を整備します。
- ・図書館と連携しながら、保護者に対する研修や啓発を充実させます。
- ・学校図書室の環境を整備し、質・量ともに図書資料の充実を計画的に取り組むとともに、魅力ある空間づくりを目指します。
- ・学校司書が中心になって、子どもが各年齢に適した図書を読むことができ、読書習慣が確立できるよう専門的な指導を行います。
- ・朝の読書や調べ学習など、「年間読書計画」に基づきながらさまざまな授業の中に読書を位置づけ、計画的な読書活動を継続し、読書への契機づくりや読書指導の充実を図ります。
- ・図書館やボランティアグループと連携し、読み聞かせ等の読書活動を継続します。
- ・学校の委員会活動で読書イベントを行うなど、子どもの自主的な読書に関する取組を活性化させます。
- ・子ども同士で本の勧めあい活動などを実施し、読書へ契機づくりの一環とします。
- ・図書館と連携し、子どもたちの読書意識・傾向を把握するため、読書関連調査を行い、今後の読書活動推進計画に反映させます。

3. 図書館における子ども読書活動の推進

【目標】

子どもの読書活動推進には、乳児へのブックスタートから始まり、幼児か

ら小学生、中学生、さらに高校生へと途切れることなく、子どもたちと本を通じて関わっていくことが重要と考えます。図書館は、幅広い分野の図書資料を収集し、子どもたちが成長の段階に応じて興味・関心のある本に出会えるよう読書環境を整えます。

また、子どもたちが読書の楽しさや大切さを知り、生涯にわたり本に親しめるような読書環境づくりに努めます。町内の読書ボランティアの方々の協力のもと、図書館開館以来、読み聞かせ活動を継続して行っていますが、子どもたちの読書活動を支援するため、さらに家庭・学校・地域等と協力し連携協力体制づくりを目指します。

今まで図書館を利用したことのない人に、図書館へ来てもらう工夫として、複雑化する社会のなかで、インターネットの普及やコロナ禍において生じる不安や生きづらさを持つ子どもや、居場所のない子どもたちへの、心の拠り所として、図書館の利用提供を考えます。そして、家庭でも日常的に、本が子どもたちの周りにある環境を作るため、親世代に向けての働きかけも必要です。核家族化が進み、子育てに悩む若い保護者への読書支援にも努めます。

さらに、にこにこ園や学校・地域など、子どもたちを見守る立場のすべての大人たちに対し、本の橋渡しをすべく、研修の機会を充実させます。

【施策】

- ・子どもが読みたい本を手にとり、自由に読書を楽しめるよう、絵本や読み物等、児童向けの本の収集・整理に努めます。
- ・読書活動が減少傾向にある中学生、高校生向けの本の充実に努めます。
- ・季節や話題のテーマに合わせて本を紹介する展示コーナーを設け、おすすめ本等の情報提供を行います。
- ・読書ボランティアグループ等と連携し、おはなし会や絵本の読み聞かせなどの行事を開催します。子どもが絵本やおはなしに興味を持ち、読書の楽しさを知るきっかけづくりを行います。
- ・和気町ブックスタート事業を実施し、赤ちゃんが保護者と絵本を介して心ふれあうひとときを過ごせるきっかけづくりを行います。
- ・園、学校、学校司書と連携し、授業で必要な資料や学級文庫等の団体貸出を行います。また、学校司書を通じて本のリクエストや調べもの相談を受け、園、学校の読書活動を支援します。
- ・園、小・中学校の依頼に応じ、出前読み聞かせを実施します。学校と読み聞かせボランティアの日程調整を行います。
- ・中学生の職場体験事業を受け入れます。図書館の仕事体験を通じて、図書

館の役割や仕組みを理解し、今後の図書館利用にも役立ててもらえるよう
図ります。

- ・ 図書館職員、学校司書、読書ボランティア等への研修の機会拡大を図ります。
- ・ 園・学校と連携し、子どもたちの読書意識・傾向を把握するため、読書関連調査を行い、今後の読書活動推進計画に反映させます。

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な

体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進の関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第4次岡山県子ども読書活動推進計画について〈概要版〉

1 計画策定の経緯

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13(2001)年)」に基づき岡山県が策定(平成15(2003)年)
- 現在の計画は、平成25(2013)年から概ね5年間としており、国の第四次計画改訂を受け、新たに平成31(2019)年度から概ね5年間の第4次計画を策定する

2 第3次計画の取組と成果、課題、情勢の変化

(1) 第3次計画の取組と成果

①学校等における子どもの読書活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉読書の推進 ・ボランティアの活用による読み聞かせ等の充実 ・公共図書館との連携による本や司書の支援の増加 ・読書が好きな児童生徒が全国と比べて多い
②家庭教育への支援及び子どもの読書活動を支える人材の育成・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・セカンドブック実施の市町村が増加 ・県内の読書グループ数の増加 ・ボランティア活動を行う延べ人数の増加 ・児童個人貸出数の増加
③県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等における学校セット図書の利用拡大 ・小・中・中等・高・特別支援学校への協力貸出しの利用拡大 ・市町村立図書館の司書等への研修の機会の拡大

(2) 課題

○不読率は、中長期的には改善傾向にあるが、依然として中・高校生の不読率が高い。

評価指標の項目		H22(2010)	H27(2015)	目標(第3次)
不読率(1か月の読書数が0冊)	小学校	12.8%	5.9%	6.4%
	中学校	27.6%	17.2%	13.8%
	高等学校	36.3%	29.9%	18.2%

(岡山県 青少年の意識等に関する調査報告書)

○市町村の子ども読書活動推進計画策定及び見直しが十分でない。

評価指標の項目	H24(2012)	H29(2017)	目標(第3次)
子ども読書活動推進計画策定状況 (策定数/市町村)	16/27	18/27	27/27

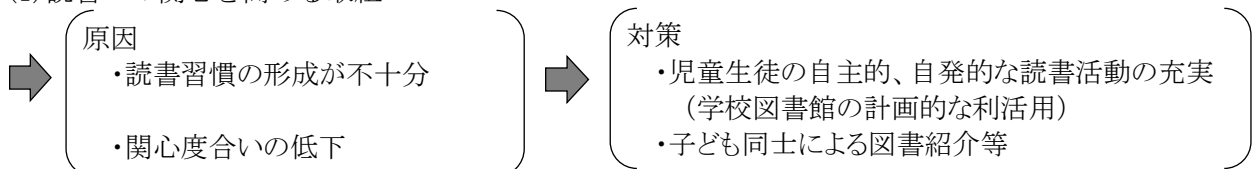
(文部科学省「子ども読書活動推進計画」策定状況調査)

(3) 取り巻く情勢の変化

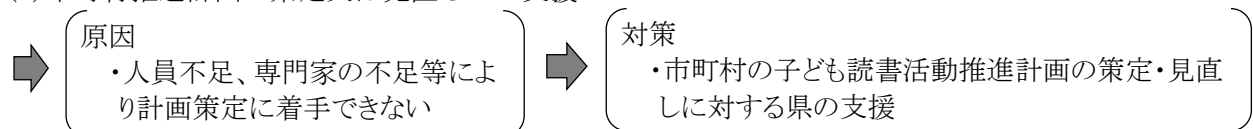
○学校図書館法の改正、学習指導要領の改正 等

3 第4次計画における重点的取組、及び数値目標

(1) 読書への関心を高める取組



(2) 市町村推進計画の策定又は見直しへの支援



(3) 数値目標

○第4次計画においても、引き続き、不読率の減少を目指すとともに、全ての市町村における子ども読書活動推進計画の策定を目標とする。

不読率	H27(2015)	H35(2023)
小学校	5.9%	3.0%
中学校	17.2%	8.6%
高等学校	29.9%	15.0%

(岡山県 青少年の意識等に関する調査報告書)

市町村子ども読書活動推進計画策定状況	H29(2017)	H35(2023)
策定数/市町村	18/27	27/27

(文部科学省「子ども読書活動推進計画」策定状況調査)

4 子どもの読書活動の推進方策

推進体制

- 子どもの読書環境を充実させるため、県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進
 - ・計画未策定及び見直しの市町村への支援
 - ・地域学校協働活動における読書活動の推進
 - ・県立図書館の子ども読書活動推進センター機能の充実

家庭

- 家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- 家庭での読書活動への支援
 - ・子どもを中心に家庭で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す家読(うちどく)
 - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート、セカンドブック

地域

- 図書館等の整備、移動図書館等の活用、児童室の設置
- 情報化の推進
- 特別な支援を必要とする子どものための諸条件の整備・充実
- 子どもや保護者を対象とした取組の企画、実施
 - ・読み聞かせ会等の企画・実施
- 読書活動に関する情報提供
 - ・インターネット等を活用した情報提供
- 学校図書館等との連携・協力
 - ・中・高校生の読書活動の取組と発信
- ボランティア活動の促進
- 司書の適切な配置・研修の充実

学校等

- 【幼稚園・保育所等】
 - 幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、体験を通してイメージや言葉を豊かにしながら絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備
- 【小学校、中学校、高等学校】
 - 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
 - ・児童生徒の自主的、自発的な読書活動の充実(学校図書館の計画的な利活用)
 - 読書習慣の形成、読書の機会の確保
 - ・一斉の読書活動の充実、子どもによる図書紹介等
 - 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の促進
 - 学校図書館資料の整備・充実
 - ・学校図書館図書標準の達成
 - 情報化の推進
 - 司書教諭・学校司書等の人的配置促進

児童生徒の読書への関心を高める取組

- 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組の紹介
 - ペア読書、アニメーション、読書コンシェルジュ等

民間団体の活動に対する支援

- 民間団体やボランティアの取組の周知
- 活動への助成(子どもゆめ基金)

普及啓発活動

- 「子供読書の日」(4月23日)
- 「文字・活字文化の日」(10月27日)
- 優れた取組の奨励

和気町子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく和気町子ども読書活動推進計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）を策定するため、和気町子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、和気町教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども読書活動推進計画の策定に必要なこと。

(委員)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) ボランティア・NPO等団体の代表
- (3) 行政関係者
- (4) 前各号のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該検討に係る審議が終了するまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員の任期は、その公職にある期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれの委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(報償費)

第7条 委員が会議に出席した場合は、日額4,500円の報償費を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月28日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示による最初の会議は、教育長が招集する。

和気町子ども読書活動推進計画検討委員会委員一覧

	氏 名	職 名	所属団体等
1	山本 泰正	委員長	社会教育委員代表
2	居樹 豊	副委員長	社会教育委員代表
3	周藤 安代	委 員	和気町立園長代表
4	森 尚紀	委 員	和気町立小学校長代表
5	藤原 文明	委 員	和気町立中学校長代表
6	森川 歩	委 員	学校図書館担当代表
7	川上 弘美	委 員	ボランティア代表(和気)
8	好本 桃子	委 員	ボランティア代表(佐伯)
9	國定 智子	委 員	教育委員会 学校教育課長
10	目賀 紀子	委 員	学識経験者
11	畑上 昌子	委 員	学識経験者

第1次和気町子ども読書活動推進計画

令和4年（2022年）3月

発行：和気町教育委員会

（事務局）

和気町教育委員会 社会教育課

〒709-0521

岡山県和気郡和気町父井原 430-1

学び館サエスタ内

電話：0869-88-9110

FAX：0869-88-9008